

# 建築基準法第43条第2項第2号の許可に係る建築審査会への提案基準について

建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第2号の規定に基づく許可については、下記「建築審査会提案基準」の第1から第3のいずれかに該当する建築物は、建築基準法施行規則第10条の3第4項各号に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものとして、建築審査会に附議できるものとする。

## 記

### 建築審査会提案基準

（広い空地进行有する建築物）

第1 別に定める基準別表第1、イ欄「許可対象とする広い空地」に掲げる空地进行を周囲に有し、ウ欄「広い空地と建築物の敷地の関係」に掲げる幅以上有効に接する（（イ）に掲げる空地内の通路等が配置されているものに限る。）敷地において、エ欄「広い空地の管理者等の承認等」に掲げる許可等を得、オ欄「許可対象とする建築物の用途、規模、位置及び構造の要件」を満たす建築物

（公共の用に供する道に接する建築物）

第2 別に定める基準別表第2、イ欄「許可対象とする公共の用に供する道（幅員4メートル以上のもの）」に掲げる道に該当し、ウ欄「公共の用に供する道と建築物の敷地の関係」に掲げる幅以上有効に接する敷地において、エ欄「公共の用に供する道の管理者等の承認等」に掲げる許可等を得、オ欄「許可対象とする建築物の用途、規模、位置及び構造の要件」を満たす建築物

（通路に有効に接する建築物）

第3 次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものとする。

（1） 別に定める基準別表第3-1、イ欄「許可対象とする道路に通ずる道状の通路」に掲げる道状の通路に該当し、ウ欄「道路に通ずる道状の通路と建築物の敷地の関係」に掲げる幅以上有効に接する敷地において、エ欄「道路に通ずる道状の通路の管理者等の承認等」に掲げる承認等を得、オ欄「許可対象とする建築物の用途、規模、位置及び構造の要件」を満たす建築物

（2） 別に定める基準別表第3-2、イ欄「許可対象とする建築物の敷地と道路の間に介在する空地」に掲げる介在する空地に該当し、ウ欄「介在する空地による建築物の敷地と道路の関係」に掲げる幅以上有効に接する敷地において、エ欄「道路に有効に通ずる空地（通路）の管理者等の承認等」に掲げる許可等を得、オ欄「許可対象とする建築物の用途、規模、位置及び構造の要件」を満たす建築物

附 則

この基準は、平成11年5月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年9月25日から施行する。